

川崎重工グループ知的財産方針

1. 基本的な考え方

川崎重工グループでは、熾烈なグローバル競争を勝ち抜き、また企業価値を持続的に向上していくためにイノベーションの創出とコア・コンピタンスを活用した競争優位な事業展開やブランド形成を行っており、知的財産はそのための重要な経営資源の一つと位置付けています。「事業」と「研究開発」に「知的財産」を加えた三位一体による活動を推進することで、当社グループの知的財産権の確保・活用に努めるとともに、有効な第三者の知的財産権を尊重し侵害予防に努めます。

2. 知的財産方針

(1) 戦略的知的財産活動

川崎重工グループでは、事業企画の初期段階から知的財産関連部門が参画することで、知的財産情報を踏まえた事業環境分析に基づく事業戦略を立案し、知的財産活用によってこれを強化する活動を推進します。戦略的知的財産活動の推進においては、事業部門に知的財産担当部署（知財主管部門）を設置するとともに、経営層や企画部門も交えた会議体を設置し、十分な検討を行うことにより、経営戦略、事業戦略との連動性を重視した活動計画の策定とその実施状況を把握、フォローすることによる PDCA の実践に努めます。

(2) リスクマネジメント

川崎重工グループでは、第三者の知的財産権を侵害することが無いよう、事業計画から設計、上市に至る要所にステージゲートを設け、当社グループ製品・サービスと第三者の知的財産権との関係を調査し、侵害防止を徹底します。

(3) ブランド・商標の不正使用、模倣品等に対する対応

- 川崎重工グループでは、当社グループのブランドイメージおよびブランドを付した製品およびサービスに対するお客様の信頼保護の見地から、当社グループのブランド・商標の横取り出願、不正使用、模倣品等に対し、グローバル規模での監視体制を維持・強化していくとともに、商標権および各種法律の定めにより、ブランド、商標の不正使用、模倣等の行為に対しては厳正に対処します。
- 川崎重工グループでは、当社グループの製品およびサービスに使用するブランド・商標の法的保護の見地から、グローバル規模での商標権の取得および拡充を一層進めます。

(4) 発明奨励制度

川崎重工グループでは、役員・従業員が行った発明に対しては、特許法における職務発明規定を踏まえ、出願時（出願報奨）、登録時（登録報奨）、実施時（実績報奨）にそれぞれ報奨金を支給する旨を社内規程に定めて実施します。さらに、発明に対して秘匿戦略をとった場合

についても同様に報奨します。特に実績報奨金は会社への貢献度を十分に考慮して支給し、その水準は同業他社や社会の動向を踏まえて、適正となるよう努めます。

(5) 従業員への知的財産教育

川崎重工グループでは、知的財産が事業活動に与える影響の大きさに鑑み、知的財産関連部門のみならず営業系、企画・技術系などの従業員を対象に職位階層ごとの知的財産マインドのさらなる向上を目指し、知的財産研修などを定期的を実施します。

以上